

街でスカウトされて 事務所へ行ってみたら

写真代を請求されてしまった

20歳代女性のケース

繁華街の路上で「モデルになりませんか？」と声をかけられ、その場で審査用の写真を撮られた。翌日、合格したというメールが届き、事務所に呼び出された。「CMやファッションショーに出演できる」と説明を受けたが、モデルの仕事をするには「宣伝用の写真代金が10万円かかる」と言う。高額なので迷っていると、仕事の楽しさなどを説明され、断り切れずにお金を支払った。冷静に考えると、突然高額な費用の話を出されて判断を迫られ、納得できない。



高額な「レッスン料」の契約を迫られたケースも…

アドバイス

- ◆消費者を脅したり、困らせたりする勧誘方法は、法律で禁止されています。応じないようにしましょう。
- ◆写真代を支払っても、実際にモデルなどの仕事があるとは限りません。また、撮られた写真がどのように利用されるか分からず不安が残ります。
- ◆事例のようにモデルの仕事紹介のために写真代金の金銭的な負担を伴う契約はクーリング・オフの対象となります。すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

埼玉県消費生活支援センター

川 口：048-261-0999

川 越：049-247-0888

春日部：048-734-0999

熊 谷：048-524-0999

【受付時間】9：00～16：00（月～金）川口は土曜日も受け付けています
祝日・12月29日～1月3日を除く
※お住まいの市町村の窓口もご利用ください